

木島平村

地球温暖化対策実行計画

平成 20 年 4 月
木 島 平 村

目 次

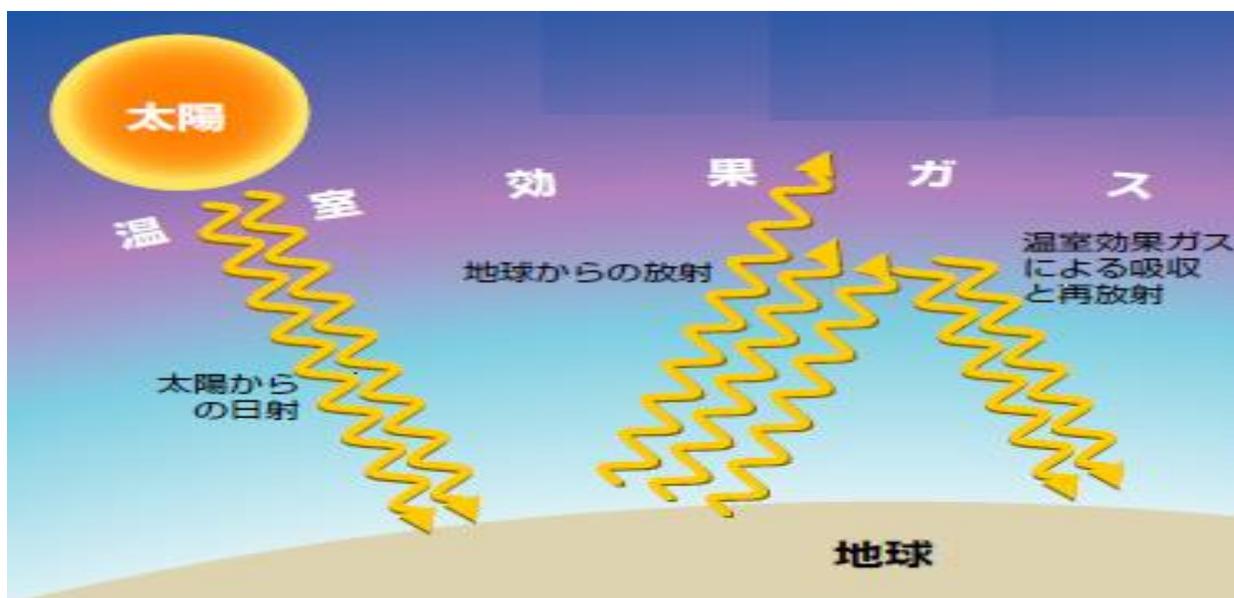
第 1 章	地域推進計画策定の背景と意義	・ ・ ・ ・ ・ 1
	1 計画策定の背景	
	2 計画策定の意義	
第 2 章	基本的事項	・ ・ ・ ・ ・ 5
	1 計画の目的	
	2 計画の期間	
	3 計画の対象	
第 3 章	温室効果ガス総排出量の状況	・ ・ ・ ・ ・ 6
第 4 章	計画の目標	・ ・ ・ ・ ・ 7
	1 温室効果ガス排出量の削減目標	
	2 個別目標	
第 5 章	計画の点検・評価	・ ・ ・ ・ ・ 8
	1 点検の内容	
	2 点検結果の公表	
	3 計画の見直し	
第 6 章	具体的な取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 9
資料	温室効果ガス排出量調査結果	・ ・ ・ ・ ・ 10

第1章 計画策定の背景と意義

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動などによって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増え、これに伴って太陽からの日差しや地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることで、地表面の温度が上昇する現象が地球温暖化です。



1750年頃から始った産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に燃やして使う事で大量の二酸化炭素を出すようになりました。そのため、気温も徐々に上昇し20世紀の100年間で地球の平均気温は0.6度上がりました。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）によると、このままでは、2100年の平均気温は温室効果ガスの排出量をもっとも少ない場合には平均1.8度（予測の幅は1.1～2.9度）もっとも多い場合には4.0度（予測の幅は2.4～6.4度）上昇すると発表しました。

(2) 地球温暖化が与える影響

地球温暖化が進むと地球規模で深刻な影響が生じることが予測されています。これらの影響を軽減するために、早い段階で温室効果ガス排出量の削減策を実行に移さなければなりません。

世界的な影響

異常気象	多雨と乾燥が極端になる。多雨地域では台風、洪水が増加し、乾燥地域では干ばつが増加する。
海面上昇	沿岸地域における洪水や高潮の被害が増え、海拔の低い土地が浸食、海没により失われる。
食料生産への影響	異常気象や害虫の増加が食糧生産に被害を及ぼす。増産地域と減産地域ができるが、熱帯地域では減産となり食糧問題が深刻化する。
自然環境への影響	地域の動植物の構成が変化し、変化に追いつけない種が絶滅する。
健康への影響	媒介動物の生息範囲が拡大し、マラリア、デング熱などが増加する。 熱波により高齢者や貧困層の病気・死亡が増加する。

日本における影響

気温の上昇	年平均気温は、2.9～6.4度上昇する。
水資源への影響	台風の数減少するが、勢力が増大し、洪水、高潮などの危険性が高くなる。
生態系への影響	3度の気温上昇は、生態系分布が現在より緯度方向に約500km、標高では、500m移動することに相当するため、動植物の分布地が変化し、気候の変化に対応できない動植物が生息できなくなる。
農業への影響	水稲では、北日本で増収、西日本で減収となる。
沿岸域への影響	海面が現在より30cmまたは100cm上昇した場合、現存する砂浜のそれぞれ57%～90%が消失する。また、温暖化により海面が上昇すると高潮などの災害の危険が高くなる。
人の健康への影響	熱射病等の発生率や死亡率が増加する。マラリアやデング熱等の媒体性感染症の危険地帯に入る。
公害との複合影響	渇水に伴う河川や湖沼の水質汚濁等、間接的に多くの公害問題が加速する。

(3) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、「京都議定書」が、また国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が規定されています。

「京都議定書」は、気候変動枠組み条約締約国会議で採択された国際協定で、この中で日本は2012年までに温室効果ガス排出量を1990年から6%削減することが義務づけられています。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」は京都議定書の国内担保法として制定され、国、地方公共団体、事業所、国民が取り組むべき責務と取り組みが定められています。

京都議定書の概要

①温暖化ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を設定

対象ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O) ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、 六フッ化硫黄(SF ₆)
数値目標	1990年を基準として、先進国全体で5%以上を削減する。 日本：△6%、米国：△7%、EU：△8% など
目標期間	2008～2012年の5年間
吸収源	森林等への人為的活動による吸収を、削減量として算定できる。

②国際的に協調して目標を達成するための仕組み(京都メカニズム)を導入

排出量取引	先進国間で排出枠(割当排出量)を取引できる。
共同実施	先進国間の共同で温暖化対策事業を行い、その事業によって生まれた排出削減量を先進国の削減目標の達成に算入できる。
クリーン開発メカニズム	先進国が技術や資金を提供し、開発途上国でその国の持続可能な発展を助ける温暖化対策事業を行う。その事業によって生じた排出削減量を先進国の削減目標の達成に算入できる。

地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

国	総合的な地球温暖化対策の実施 排出抑制策の推進、関係施策の調整 地方公共団体の施策の支援 自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制計画の策定・公表 事業者・国民・民間団体の活動の推進 調査・研究・国際協力の推進
地方公共団体	地域の温室効果ガス排出量を抑制するため、施策を推進する 自らの事業事務における温室効果ガス排出量抑制計画の策定と公表
事業者	事業活動において温室効果ガスの排出抑制に努める 国及び地方公共団体の施策への協力 事業活動における温室効果ガス排出抑制計画の策定と公表
国民	日常生活において温室効果ガスの排出抑制に努める 国及び地方公共団体の施策への協力

2 計画策定の意義

日本では、京都議定書で温室効果ガス排出量を 1990 年レベルから 6%削減することが義務づけられました。しかし、年々増加する温室効果ガス排出量を削減させることは容易なことではありません。目標の達成に向けて、多くの団体、個人が主体的に温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、国、地方公共団体、事業者、国民が取り組むべき責務と取組みが定められており、その中で地方公共団体は自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制計画を策定し、公表することが義務づけられています。

村役場は職員数や事業量から見て、地域でも規模の大きな事業主体といえます。そのため村が実行計画を策定し、実践することにより、地球温暖化対策の大きな効果が得られると考えられます。

本計画を策定する効果としては、以下のような点が上げられます。

①温室効果ガスの排出抑制

村自らの事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、村内の温室効果ガスの実質的な排出抑制につながります。

②循環型社会の形成を促進

村が環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に継続し導入することで、循環型社会の形成が促進されます。

③経費の削減

電気、燃料、紙、水などの使用などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。

第 2 章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 4 条に基づき、村の事務、事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための計画を策定するものです。

本計画に基づき村が率先して温室効果ガスの排出を抑制するための取り組みを実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の期間

計画の期間は平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間とします。

(温室効果ガス排出量を算出する基準年度は、平成 18 年度とします。)

3 計画の対象

(1) 対象物質

二酸化炭素(CO₂)

(2) 対象範囲

対象範囲は、村が地方公共団体として行う全ての事務・事業とします。

なお、外部(広域組合、民間企業)へ委託している事業(施設の管理運営を含む)については原則として、計画の対象外とします。

第3章 温室効果ガス総排出量

木島平村の所有・管理する公共施設における温室効果ガス総排気量は以下のとおりでした。

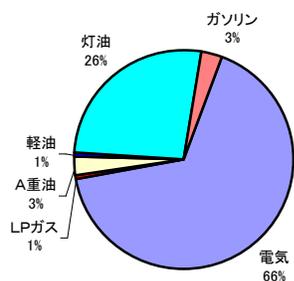
温室効果ガス総排出量（基準年度：平成18年度）

1,504,155 kg-CO₂

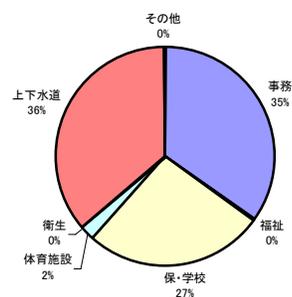
温室効果ガス排出量（平成18年度）

部門別	温室効果ガス排出量	排出割合
木島平村全体	1,504,155kg-CO ₂	(100%)
事務部門	502,367 kg-CO ₂	(33%)
保育園・学校部門	415,344 kg-CO ₂	(28%)
体育施設	30,908 kg-CO ₂	(2%)
上下水道部門	548,465 kg-CO ₂	(36%)
衛生部門	1,573 kg-CO ₂	(0.1%)
福祉施設部門	955 kg-CO ₂	(0.06%)
その他	4,543 kg-CO ₂	(0.3%)

部門別排出割合



排出源別排出割合



第4章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標を、以下のように定めます。

(目標)

温室効果ガスの排出量を、平成24年度までに、平成18年度に対して6%削減する

温室効果ガス排出目標

	現 状 (平成18年度)	目 標 (平成24年度)	削減率
温室効果ガス排出量	1,504,155 kg-CO ₂	1,413,905 kg-CO ₂	6%

2 個別目標

温室効果ガス総排出量の削減達成のために温室効果ガスの排出に係る活動に対して、個別の削減目標を設定しました。

温室効果ガス排出量の削減に係る目標

	現状 平成18年度	目標 (平成24年度)	削減率
電気使用量	1,803,015 KWh	1,694,834 KWh	6%
LP ガス使用量	5,826 m ³	5,476 m ³	6%
燃料使用量 (公用車)	19,634 L	18,455 L	6%
燃料使用量 (公用車以外)	177,790 L	167,122 L	6%

第5章 計画の点検と見直し

(1) 点検の内容

計画の実施状況を把握するため、毎年、温室効果ガス排出量の調査を行います。取り組み状況について、温室効果ガス排出量調査票を用いて排出量と活動量の点検をします。

(2) 点検結果の公表

点検結果は事務局で取りまとめ、館内掲示や広報誌などで年1回、庁内及び庁外に公表します。

(3) 計画の見直し

計画の円滑な推進を図るため、点検結果や推進状況をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。

第6章 具体的な取組み

日常的な事務活動や施設管理においては、省エネルギー型設備、機器の積極的な導入や、省エネルギー行動の徹底により温室効果ガス排出量の削減を図ります。物品については詰め替え型商品などの環境に配慮した物品の優先的な購入や、使用量の抑制・リサイクル等、地球温暖化対策に資する取り組みを進めます。

① 冷暖房の運用

- ・ 温度設定は冷房が 28℃、暖房が 18℃とする。
- ・ 夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを推奨する。

② 照明機器管理

- ・ 昼休みは原則的に消灯し、受付等の最低限の場所のみ点灯する。
- ・ 定期的な清掃

③ OA 機器

- ・ OA 機器は省電力設定にする。
- ・ 退庁時にはできる限り電化製品のプラグを抜く。
- ・ OA 機器、電化製品の更新時には省エネ型機器の採用をすすめる。

④ 車両燃料

- ・ 不用なアイドリングをしない。
- ・ 通勤における徒歩、自転車の利用を推奨する。
- ・ 経済運転の徹底。
- ・ 低公害車の導入。

⑤ その他

(事務用品)

- ・ ボールペン・ファイル等、リサイクル商品を使用する。

(用紙類)

- ・ 古紙配合率の高い用紙を使用する。
- ・ 用紙の裏面利用を徹底する。
- ・ 会議資料、内部資料の簡素化に努める。

(廃棄物)

- ・ 使い捨て製品は、できるだけ使用しない。
- ・ 物品の長期使用に努める。
- ・ 分別収集の徹底

調査施設

事務	部門	: 役場庁舎、村民会館、若者センター、村民体育館
保育園・学校	部門	: 保育園（やまぶき、さくら、ひまわり） 小学校（南部、中部、北部） 木島平中学校（給食センター含む）
福祉施設	部門	: 憩いの家フレンズ
上下水道	部門	: クリーンピア糠千、クリーンピア馬曲 木島平浄化センター、排水ポンプ 43 箇所
体育施設	部門	: 総合運動場
道路・公園設備	部門	: 街灯（134 箇所）、ポケットパーク
衛生	部門	: 木島平村不燃廃棄物処理所
その他	部門	: 村内共同トイレ 5 箇所、水飲み場 3 箇所 除雪センター管理棟 3 箇所

全施設の活動量と温室効果ガス排出量（平成 18 年度）

調査項目	年間活動量	温室効果ガス排出量
ガソリン	19,634 L	45,550 kg-CO ₂
灯油	159,421 L	396,958 kg-CO ₂
軽油	3,369 L	8,826 kg-CO ₂
A 重油	15,000 L	40,650 kg-CO ₂
LP ガス	3,833 m ³ (5,826kg)	11,499 kg-CO ₂
電気使用量	1,803,015 KWh	1,000,673 kg-CO ₂
合計		1,504,155 kg-CO ₂